

地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付要綱

平成 24 年 5 月 24 日 24 温第 43 号

平成 25 年 5 月 10 日 25 温第 25 号

平成 26 年 5 月 13 日 26 環エ第 40 号

平成 28 年 4 月 13 日 28 環エ第 13 号

平成 29 年 4 月 10 日 29 環エ第 8 号

平成 30 年 4 月 12 日 30 環エ第 7 号

改正 平成 31 年 4 月 16 日 31 環エ第 12 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、地域の特性を活かしてコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させることにより地域社会経済の活性化を図るため、市町村及び民間団体が行う自然エネルギーの導入に向けた取組、市町村が地域コミュニティ等と協働し、自然エネルギー・省エネルギーの活用や地域における再生可能エネルギー事業の支障事例の解消などに取り組む地域づくり協議会のうち、県内各地域での先行的事例の創出となるものに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域主導型自然エネルギー 市町村や民間団体などが主体となり地域との連携や協働などを得ながら創出される自然エネルギーをいう。
- (2) 中小企業者 長野県内に主たる事業所を有し、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する者をいう(別表 1 参照)。
- (3) NPO 特定非営利活動法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、又は法人格を有しない非営利団体(ただし、本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得する団体)をいう。
- (4) 地域協議会 市民、NPO、中小企業者、大学又は行政等で構成される協議会であって、事務局又は本事業の責任者が明確になっている組織(事務局又は責任者が法人格を有しない場合は、本事業の補助金交付申請時までに法人格を取得する組織をいう。)をいう。
- (5) 民間団体 第 2 号から第 4 号に加え法人格を有する知事が認める団体の総称をいう。
- (6) 地域コミュニティ 市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁若しくは社会活動に基づいて形成された団体をいう。

(事業の種類等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、経費、補助率及び補助金の限度額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、事業主体が次の各号に規定する者である事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- (4) その他知事が適当でないと認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費を控除したものとする。

- (1) 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 食糧費
- (4) 損失補填的な経費
- (5) 過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費
- (6) その他知事が不相当と認める経費

(事業計画書等の提出等)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書及び地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画書(以下「事業計画書等」という。)を知事に提出し、知事の認定を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする民間団体の事業計画書等の提出は、当該事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長及び地域振興局長を經由して知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により民間団体から提出された事業計画書等を地域振興局長へ

經由する場合において、必要があると認めるときは、当該事業計画に対する意見書を添えて提出することができる。

- 4 知事は、第1項の規定の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。
- 5 知事は、補助金について前項の交付の内示を行う場合には、知事が選定する者で構成する選定委員会の意見を聞かなければならない。
- 6 知事は、内示を行うにあたっての審査の方針を定めるため、必要があると認める場合は、選定委員会の意見を聞くことができる。
- 7 選定委員会は、第3項の意見書の提出があった場合は、第5項の意見を述べる際の参考にするものとする。
- 8 第5項の選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付申請書によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業費計画内訳書
 - (2) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業資金調達計画書
 - (3) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 第3の別表2の補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 事業の実施場所、施設の設置場所の変更
 - イ 構造及び機能その他の事業の主要な内容の変更
 - ウ 交付の対象となる経費の20%以上の変更（ただし、入札、見積又は請求書による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）
- (2) 前号に規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに知事に届け出ること。
- (3) 別表2で定める経費は、事業の種類ごとに相互に流用しないこと。
- (4) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (5) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業により取得

し、又は効用の増大した財産及び設置した施設等が当該財産に係る処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該補助対象施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならない。

- (6) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除き、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(変更承認申請書等)

第7 第6第1号、第2号及び第4号の規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 地域主導型自然エネルギー創出支援事業変更承認申請（届出）書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 地域主導型自然エネルギー創出支援事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 地域主導型自然エネルギー創出支援事業期間延長承認申請書

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付申請取下書により行うものとする。

(遂行状況報告)

第9 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、地域主導型自然エネルギー創出支援事業遂行状況報告書により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項に規定する実績報告は、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業費実績内訳書
- (2) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業資金調達実績書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第 11 補助事業者が補助金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(事業評価の公表等)

第 12 補助事業者は、第 10 の規定による実績報告書の提出時に、地域主導型自然エネルギー創出支援事業総括書（以下「事業総括書」という。）により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項により提出された事業総括書を速やかに公表するとともに、補助金の交付を行った補助事業者に、必要な助言及び支援を継続的に行うものとする。
- 3 補助金交付を受けた者は、総括表を速やかに公表するよう努めなければならない。

(財産処分等の制限)

第 13 規則第 19 条第 1 項に規定する承認申請書は、地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分承認申請書によるものとする。

- 2 規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により指定及び指示する機械及び器具は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の機械及び器具で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。
- 3 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(帳簿の整備等)

第 14 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助事業年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

(書類の提出等)

第 15 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副 2 部とし、所轄地域振興局長を経由して知事へ提出するものとする。

ただし、第 4 第 2 項、第 6 第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定による民間団体が提出する書類は、正副 3 部とし、当該事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長及び所轄地域振興局長を経由して、知事へ提出するものとする。

(申請書等の様式等)

第 16 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に知

事が定める。

附 則 この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 関係)

業 種	中小企業者の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人

別表 2 (第 3 関係)

事業の種類	経費	補助率及び補助金額
1 地域主導型 自然エネルギー推進事業	市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入)	補助率 2 分の 1 以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業の補助率は、3 分の 1 以内とする。
		市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。
2 地域づくり協議会支援事業	市町村の、地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	補助率 3 分の 2 以内、上限 100 万円

(注 1) 民間団体とは、中小企業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織で知事が認める団体をいう。

(注 2) 地域主導型自然エネルギー推進事業の補助金の限度額は、ソフト事業とハード事業を合わせた額に適用する。

(注 3) 実証事業は補助対象としない。

(注4) 地域づくり協議会支援事業における地域協議会は、構成員として市町村及び地域コミュニティ（自治会、財産区等）を含むものとし、補助対象者を市町村長とする。